

年 月 日

保護者様

学校等で予防すべき伝染病と出席停止について

こども園は集団生活を行う場であるので、感染症を起こした園児は出席停止にして他の園児に感染を起こさないように管理することが求められています。学校保健安全法施行規則で学校等において予防すべき対象となる感染症(学校感染症)が指定されていますので、下記の感染症にかかった時には出席停止となります。学校感染症が治って登園する場合には、治癒証明書を医師に書いていただいて提出してください。

学校伝染病

- <第一種> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)、新型インフルエンザ等感染症、新感染症
- <第二種> **インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核**
- <第三種> コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出席停止期間のめやす

インフルエンザ	症状が出てから5日以上かつ解熱後3日経過するまで
水ぼうそう(水とう)	発しんがすべてかさぶたになるまで
はしか(麻疹)	熱が下がってから3日経過するまで
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発しんが消えるまで
百日ぜき	百日ぜき特有のせきが出なくなるまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えてから、2日経過するまで
結核	医師が伝染のおそれはないと認めるまで

治 癒 証 明 書

園児名 _____

病 名 _____

上記の病気により、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園停止となっていました
が、他に伝染の恐れがなくなりましたので、 _____ 月 _____ 日から登園して良いこと
を証明します。

年 月 日

主治医 住 所

氏 名 印

主治医 様

ご多用中おそれいりますが、上記証明書は登園可能になりましたらご記入の上保護者にお渡しください。